

寒河江市本町駐車場・駅前駐車場管理業務委託
条件付き一般競争入札の公告

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の6及び寒河江市契約に関する規則（平成9年市規則第12号。以下「規則」という。）第16条の規定に基づき、下記の業務について条件付き一般競争入札を行う。

令和8年5月8日

寒河江市長 齋藤真朗

1 入札に付する事項

- (1) 業務名 寒河江市本町駐車場・駅前駐車場管理業務
- (2) 履行場所 寒河江市本町二丁目189番・本町一丁目609番3地内
- (3) 業務内容 駐車場管制システムによる駐車場管理 一式
- (4) 履行期間 令和8年7月1日から令和13年6月30日まで（60カ月）
※本契約は、寒河江市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例第1項第2号に基づく長期継続契約とする。

2 入札の場所及び日時

- (1) 入札場所 寒河江市役所1階 議会第4会議室
- (2) 入札日時 令和8年5月21日（木）午前11時00分開始

3 入札に参加する者に必要な資格

入札に参加できる者は、次に掲げる全ての要件に該当する者とする。なお、規則に基づき、資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

- (1) 令第167条の4第1項及び第2項の規定に該当しないこと。
- (2) 規則第25条第2項の規定による競争入札参加資格者名簿に「取扱種目：構築物維持管理類」及び「品目名：機械・設備の維持管理業務」の区分で登録されている者であること。なお、名簿に未登録の者にあつては、一般競争入札参加者登録申請書の提出と併せて、一般競争入札参加願書を提出すること。ただし、これをもって名簿に必ず登録するものではない。
- (3) 寒河江市建設工事請負業者等指名停止規程（平成12年市告示第19号）による指名停止措置を受けていないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手

続開始の申立てがなされている者でないこと。

- (5) 会社法（平成17年法律第86号）に基づく清算の開始又は破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (6) 法人の役員及び従業員が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でないこと。
- (7) 暴力団（法第2条第2号）又は暴力団員が経営を支配し、又は利用していると認められる法人でないこと。

4 契約条項を示す場所及び契約事務担当課

山形県寒河江市中央一丁目9番45号

寒河江市 商工推進課 商工労政係

電話番号 0237-85-1492（直通）

5 保証金に関する事項

入札保証金は免除する。

6 入札参加申請書等に関する事項

入札への参加を希望する者は、一般競争入札参加願書（様式第1号）を次に掲げる期間内に提出するものとする。

- (1) 受付期間 令和8年5月8日（金）から令和8年5月18日（月）まで
（ただし、市の休日を除く。）
- (2) 受付時間 午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。受付期間の最終日にあつては午後4時まで。）
- (3) 受付場所 寒河江市役所3階 商工推進課

7 その他

- (1) この入札は、入札参加資格の確認を入札後に行う入札参加資格事後審査方式である。
- (2) 詳細については入札説明書による。